

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年5月30日

【会社名】 株式会社エコス

【英訳名】 Eco's Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 平 邦雄

【本店の所在の場所】 東京都昭島市中神町1160番地1

【電話番号】 042-546-3711（代表）

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 財務経理部長 兼 経営企画部長 村山 陽太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都昭島市中神町1160番地1

【電話番号】 042-546-3711

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 財務経理部長 兼 経営企画部長 村山 陽太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年5月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年5月26日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金50円 総額568,565,550円

ロ 効力発生日

2022年5月27日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

変更の理由

イ 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更する。

変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める。

変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設ける。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除する。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設ける。

ロ 役員退職慰労金制度の廃止

役員報酬制度見直しの一環として、本総会終結の時をもって、取締役・監査役に係る役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、現行定款第31条（取締役の報酬および退職慰労金等）および現行定款第42条（監査役報酬および退職慰労金等）について、一部文言を変更する。

#### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、平富郎、平邦雄、平典子、藤田昇三、野原信広の各氏を選任する。

#### 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金廃止に伴う打切り支給の件

コーポレートガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を本総会の終結の時をもって廃止。引き続き、取締役に在任する3名、および、監査役1名、並びに、退任する取締役7名に対し、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、従来の当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金の贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をする。

#### 第5号議案 取締役（社外取締役除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

中長期的な企業価値の向上のためのインセンティブとして機能することを目的として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	91,390	146	0	(注) 1	可決 (99.84)
第2号議案 定款一部変更の件	91,341	191	0	(注) 2	可決 (99.79)
第3号議案 取締役5名選任の件					
平 富郎	91,013	520	0	(注) 3	可決 (99.43)
平 邦雄	91,092	441	0		可決 (99.51)
平 典子	91,121	412	0		可決 (99.55)
藤田 昇三	91,059	474	0		可決 (99.48)
野原 信広	91,121	412	0		可決 (99.55)
第4号議案 退任取締役に対する退職 慰労金贈呈及び役員退職 慰労金廃止に伴う打切り 支給の件の件	82,099	9,437	0	(注) 1	可決 (89.69)
第5号議案 取締役(社外取締役除 く。)に対する譲渡制限 付株式の付与のための報 酬決定の件	90,966	570	0	(注) 1	可決 (99.38)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。